

ビザンツ末期テサリアの封建制

米 田 治 泰

【要約】 十三、四世紀ビザンツ社会の究明は、十一世紀末より顕著になる「封建化」現象の進展の線上で行われねばならない。ラテン帝国建設を頂点とするラテン征服は世界帝国ビザンツを一介の小国に転落せしめ、さなくだに脱地方化傾向の進んでいた西部の属州、テサリアやベロポネソスに、西欧的な、いかえれば語の厳密な用い方における封建制の形成という重要な影響を及ぼした。本稿はかかるテサリアの封建的諸関係の実体を明らかにするとともに、この属州に対してコンスタンティノープルの皇帝権力がいかなる対応を示したかを検討しようとするものである。

史林 四九卷四号 一九六六年七月

一

十一・二世紀のビザンツ内政史の二・三の問題について、以前、発表の機会を得たことがあるが、本稿はそのつづきをなすものである。先の論文において、十一世紀以降、急速に進展するビザンツ封建化現象に対して、それ自体封建的勢力を代表したと目される皇帝権力（コムネノス朝）がいかなる対応を示したかという視点から、いわゆる「条件的土地保有」（アリスモス、カリストイキア、プロノイア）の意義

と実体を検討し、これらが、国家による農民あるいは土地収入の私領主への移譲という点において、将来、一層の封建化を促進するものでありながら、反面、皇帝権力が聖俗貴族を掌握するのに少なからず寄与しており、結局ここに、ビザンツの封建制と国家財政的関心の接点があると考えた。しかしこの考察では、帝国の特定の地域に焦点をあわせるにはいたらず、时期的にも、西ヨーロッパ封建制がビザンツにつよく影響を及ぼした十三世紀以降をとりあげることができなかった。そこで小稿では、地域、時期を限

定し、十三、四世紀のバルカン半島わけてもテサリア地方の社会情勢を分析することにしたと思う。

第四回十字軍がビザンツ史に与えた衝撃の大きさについてはいまさらいうまでもないだろう。コンスタンティノールはラテン帝国の首都と化し、北ギリシアからペロポネソス半島にかけては、サロニカ王国、アテナイ公国、アカイア公国といったラテン人の封建国家が移植建設された。他方、ギリシア人は、小アジアのニケア、バルカン西部のエピロスに各々、ニケア帝国、エピロス・デスポット国をたて、ともに「第二のローマ」の奪回をめざした。半世紀後、ニケア皇帝は再びコンスタンティノールに入り、以後一四五三年まで約二〇〇年間、ビザンツ帝国を存続せしめた。しかしこの時期の帝国（パレオロゴス朝）はかつての世界帝国の面影をほとんどどめぬ小国であった。勿論、皇帝権力の絶対性、公益観念尊重といった理念は依然として生きていたし、中央集権的な行政機構もあった。だが、首都から約四〇〇キロ離れたテサリアでは、北や西からの間断なきバルバロイの侵入のために、そしてラテン人がここに紹介した封建的諸慣習のために、異常なまでに複雑な政

治情勢が現出したのであった。そこにはビザンツの伝統的なモナルキアから大きくかけ離れた政治(ないしは政治原理)を見出すことさえ可能であった。われわれは先ずこうしたテサリアの状況を明らかにし、次いで、この事態に臨む中央政府の態度を問題にしたい。

ただここでも、史料不足という研究上の障碍はきわめて大きい。ラテン帝国やアカイア公国に関しては、*Assises de Romanie* や『モレア年代記』をはじめとする多数の記述史料の存在からかなりの研究が行われてきているが、こゝとテサリアのギリシア人に関係した史料となると、その数はごく少なく断片的になる。末期ビザンツ史研究に不可欠な聖アトス山諸修道院文書でも、テサロニケより西南にのびる地方に関してはほとんど言及がない。エピロスの歴史について不明な点はあまりにも多い。かかる史料状態のためであろう、当面の問題にふれた論稿は非常に少なく、古いところでは I. Sokolov, A. Solovjev の研究、比較的新しいところでは D. Zakythinos, E. Frances の考察をみるにすぎない。しかも、これらは個別的なテーマ、たとえば封建貴族の形成とか貴族と都市の関係とかについて貴重な示

峻をふくみながらも、なお一つ大きな視点の脱落がある。つまり、かれらは均しく、テサリア、エピロスとコンスタンティノープルの関係を考慮の外にわたっているのである。

この欠点を修正しない限り、ビザンツ末期の政治のあり方や「封建制」のバースペクティヴは得られないであろう。

本稿はビザンツ帝国の一地方史研究であると同時に末期ビザンツ内政史の鳥かんでもある。

- ① 拙稿「ビザンツにおける「条件的土地保有」——十一、二世紀を中心にして」(『史探』四七巻一頁)。
- ② たまね氏 W. Miller, *The Latins in the Levant* (London, 1908); J. Longnon, *L'Empire Latin de Constantinople et la Principauté de Morée* (Paris, 1949); id., *La vie rural dans la Grèce latine, Journ. des Savants* (1965, juillet-mars); K. M. Setton, *Catalan domination of Athens 1311-1388* (Cambr. Mass., 1948); P. Topping, *Le régime agraire dans le Péloponèse latin du XIV^e siècle, L'Hellenisme Contemporain*, X, fasc. 4-5 (1956).
- ③ 以下に引用する研究は、D. M. Nicol, *The Despotate of Epirus* (Oxford, 1967); L. Stiernon, *Les Origines du Despotat d'Épire, Revue des Études Byzantines* (=REB), XVII (1959); D. Angelov, *К вопросу о правителѣхъ фемъ в Эпирскомъ Деспотатѣ и Никейской империи, Byzantinoslavica* (=BS), XII (1951).

④ И. Ороков, Юртыные и земные владения в Фессалии в эпоху Палеологов, *Византийский Временник* (=ВВ), XXIV (1923-26),

⑤ A. V. Solovjev, *Феодалические архивы в XIV в.*, BS, IV (1932).

⑥ D. Zakythinos, *Processus de féodalisation, L'Hellenisme Contemporain* (1948).

⑦ E. Francès, *La féodalité et les villes byzantines au XIII^e et au XIV^e siècles*, BS, XVI (1955).

二

われわれがテサリアを考察の対象に選ぶ理由は、マケドニア、トラキア地方と並んでビザンツの豊かな穀倉地帯であり、広大な皇帝直領地、国有地(殊にラリッサ南部、テサリア北部)を通じて帝国経済に少なからぬ役割を果しているこの地方が、ラテン人定着による新要素の導入で、帝国諸属州中、異色ある存在になったという事実にあるが、ラテン征服に先立つ時点にすでに、他の地域と同様に、テサリアでも封建化がかなり顕著になっていたことを忘れてはならないであろう。十字軍に従ってきた西ヨーロッパの封建勢力が当時のビザンツに、かれらの故国とほぼ類似の社会現象を見出したことはよく知られている。従軍記に *villans*

grecs とか gentishommes grecs とかの表現を用いた時、作者は自分が見聞した西ヨーロッパの農奴や諸侯を想起していた。その当時のアテナイ府主教 Michael Choniates は有力者を二つに分け、コンスタンティノープル政府の代表者たる地方役人 *Dejartreoi d'epoures* と、*εργατρικοὶ d'epoures* をあげているが、後者はまさしく中央権力からの統制を脱して独立的地位に進んだ土地所有貴族であった。都から遠く隔ったペロポネソスでは、とくにかかるアルコンの簇生が著しく、自己の領地からだけでなく「他人の土地からも」取立てを行い、農民の死亡あるいは子供の誕生に当り誅求を行ったものがあつた。^③ Leon Chamaretos は、「ラコニア平野を占領し、ラコニア人を支配した。」^④ また Leon Sgouras はナウプリアに強大な権勢をうち立てた。史家 Nicetas Choniates の報ずるところによると、スグロスは一一九八年、父から「血に染つた支配権」をうけつぎ、間もなくアルゴス、コリントスのあるじとなり、さらにはラテン人によるコンスタンティープル攻略に伴なう大混乱を利用して念願のアテナイ、テーベの占領のため大軍を差しむけた。そしてアテナイにおいて、府主教ミカ

エル・コニアテス指揮下の市民の抵抗に逢つて撤退を余儀なくされるや、火を放つて市を破壊し、次いで向つたテーベでは力に訴えてこれを屈伏せしめた。スグロスはさらに北上してテサリアに進み、ラリッサで、ここに逃れていた元ビザンツ皇帝の皇女の手を与えられた。そののち、かれは南下してきたラテン人とこの地の支配を争い破れるのであるが、ともかくも一時は右のようにして、ヘラス・テマの大半を掌握したのであつた。^④

ビザンツのヨーロッパ側属州テマ長官は、小アジアのそれがすべてコンスタンティノープルの金庫から毎年の俸給を支給されたのと違つて、現地で上ってくる国家収入の一部を俸給にふり向けて受取ることを許されていた。この事実は、中央と地方の切断が明らかになつたような場合、直ちに、スグロスの如き人物を登場させたのと決して無関係ではないであろう。アルコンの多くは自己の利益に汲々として「ラテン人に抵抗する義務を放棄した。」^⑤ それどころか、かれらはラテン人の征服に積極的に加わつていたのである。たとえば、メッセニアに確固たる地位をきずいていたアルコン Jean Cantacuzenus 家の一員 Michael Cantacu-

zenus の援助がなければ、Geoffroy de Villehardouin のペロポネソス征服はもっと難航したにちがいない。^⑥ かれらは、従来の地位と生活の保証とひきかえに、征服者と協同して封土の分配にあたり、重要問題の討議のために「議会」(Franchise) に顔をつらねた。『モレア年代記』はいう。

(征服者に対して)アルコントブロス(アルコンの息子)は忠誠を誓った。アンドラヴイダの領主も、モレアのアルコンも、メッサリアのアルコンも忠誠を誓った。征服者のリーダーとかれらは協定をむすんだ。それによって、かつてのプロノイア保有アルコンはすべて以前にもっていたプロノイアを保有し、もしラテン支配者が認めれば、さらに多くをうけとることができた。そして土地と封土の分配のためにギリシア人六名とフランク人六名が選び出された。^⑦

テサリア地方の貴族もこうした動きと無縁ではなかった。テサロニケからハルミロスにいたる海岸地帯のほか、ラリッサ、ネオ・パトラス地方を占領した Boniface de Montferrat は同地の貴族を重んじ、たび／＼政治上の問題で相談をしたといわれる。^⑧ また、一二〇九年ラテン帝国皇帝 Henri を迎え、テルモピレー附近ラウニカで開かれた議

会にはラテン人バロンだけでなく多数のギリシア人アルコンも出席し、軍事奉仕や国王・バロンの権利義務など一連の封建規約を定めた。それは、(イ)封土 (seign) を四つ保有するものは連隊旗手となり、騎士一人および従者 *scutiers* 十二人を負担、四フィエ以上保有せるものは、フィエ一つにつき二人の騎馬従士あるいは一人の騎士を提供、一封土保有者は自ら軍務に服する、(ロ)各封土保有者は一年のうち四ヶ月を駐屯生活 (*trapezokoi katekhontes*) に、他の四ヶ月を實際

の戦闘に従い、残り四ヶ月も不時の招集に備えねばならぬ、(ハ)国王は即位に当り、バロンが保有せる *franchises* の尊重を約して *homages* をうける、等々の内容をもち同じころ西ヨーロッパで普通に行われているものであるが、*gag* と等置されるプロノイアの保有者 (ギリシア人) もこの規約に従ったと思われる。ビザンツの支配者層はかかる慣行を、十一世紀末、はじめて十字軍と接触する頃から認知し受容してきた。一一〇八年、Alexios I Comnenos とアンチオケ公 Bohemond のあいだにむすびれた Diabolis 協定において、ボヘモンが「皇帝の友の友、敵の敵として…：帝に歯向うものには、それがキリスト教徒であれ、異教

徒であれ武器をとる」と誓っていることや年四〇日の軍事奉仕の約束をしていることは、もとより「ラテン人に慣習的な」ことであったが、ビザンツは次第にこれを自己の体制の枠内で利用するにいたつたのである。ラテン征服はこの点からすれば、封建化の進むビザンツの土壤に、西ヨーロッパ的な封建制を開花させる触媒といつてよかつた。ラテン的影響の濃厚なバルカンがその場を提供する。

ただラテン人のギリシア支配そのものは余り長つづきしなかつた。本国との連絡の悪さ、有能な指導者の欠如によつてこの移植封建国家は決定的な脆弱性を内包していた。ギリシアにもし秀れた指導者が現れば動揺は必至であつた。

強い民族意識のもちぬし Theodoros Angelos の登場で北ギリシアは様相を一変した。かれはテサロニケを奪回した(二二三年)だけでなく、Boudonitza, Salona, Galaxidi を除くテサリア、エピロス全域を制圧し、エピロス・デスポット国(この名は首長の称号 despotes に由来する)の盛時を現出した。コンスタンティノープル解放の道はテオドロスの前に大きくひらけた。しかし、かれはこの事業に失敗

する。不用意に行つたブルガール遠征が Klokotitza における致命的敗北を招んだ(二三〇年)からであつた。結局コンスタンティノープル奪回の榮譽は、東のニケア帝国に移つてしまひ、テオドロスの後継者たち、とくに野心家の Michael II Angelos もこの成り行きをくつがえすことはできなかつた。

後の歴史展開はひとまずおくとして、いまテサリアを含めて北ギリシアを併合しテサロニケに都したこのエピロス・デスポット国をみてみると、この国は自らニケア帝国を上廻るプレスティージュをもつと主張しながらも、その実、やはり「亡命国家」であり、属州的国家であつた。行政、司法制度はビザンツ帝国のテマとしてのそれと変わらず、土地制度にも新な変革は加えられなかつた。だが、それだけに旧来の有力貴族の独立的傾向は依然としてつよく、デスポテスはいかれらを抑えるどころか、かれらとの連立政権に満足せねばならなかつた。またかれらとの family connection に大きな力を借りることが必要であつた。

こうした貴族として、われわれは Melissenos, Petraliphas, Strategopoulos, Zorianos, Gabrielopoulos 家の如

き名を知っているが、前二者ならびに最後のガブリエロフ・ロス家は十三、十四世紀のテサリアを代表するものとしてとくに有名である。

Melissenos 家は Malissenos 家とも呼ばれ、古く八世紀に遡ってその存在を確かめることができるが、直接の祖先は十三世紀はじめの Constantinos Melissenos とされている。すなわち、このコンスタンティノスが、エピロス・デスポテス Michael II Angelos の姉 Maria Comnenos Angelos と結婚し、それから得たところの莫大な富と輝しい地位によって以後三代にわたる同家の繁栄を約束したのである。^② ヴォロス湾周辺には多数の所領が点在し、一時ウエネチアのために奪いとられたハルミロスの Kyros Hilarion 修道院——これは Theodoros Angelos の妻 Maria Petraliphas がコンスタンティノスに与えたものだった——も、デスポテスの手で返還された。一二四六年の銀印文書^{アルキエポソール}は、同修道院をはじめ、附属の土地、ぶどう畑、畑地、果樹園、水車その他一切の不動産をコンスタンティノスのものと確認し、さらに同院にかかる国税 (*ἀκροπολιτικὰ τέλη*) 二〇〇、五ヒュペルピュラを免除、併せてハルミロス地方のすべて

の国家役人の立入り禁止を明示した。^③ コンスタンティノス・メリセノスに対する特権の下賜はその後も広汎に行われ、たとえば、マクリニツァ地方の Karpaina 村(従来は国庫に五〇ヒュペルピュラを納めていた)は全面的にかれの支配をうけることになった (*θεωροῦνται καὶ κοινεῖν*)。そして右のヒラリオン修道院の場合と同様に、この村に関してコンスタンティノスは、現在はもちろん将来にわたって、要塞建設 (*καταπολιτεία*) と造船 (*κατασκευαστικὰ*) の義務を除く他の一切の公的負担を免除されたのである。その他、かれが獲得したものは枚挙にいとまがないが、これらはすべて息子^{ライトルキヤ}の Nicolas Comnenos Melissenos にうけつがれ、さらにこのニコラスがデメトリアス地方ドロングス山に建立した Theometor Makrinitissa 修道院の所有物となった。一二七二年、この修道院にあててミカエル八世パレオロスは黄金印聖文書(クリュンブール)を出し、同院所属の土地、小修道院を確認した。それによると、同院には、Hagia Onouphrios, H. Demetrios, Kyros Hilarion, Rasusa, John-Prordrome の五つの小修道院(メトキオン)が属している。ほか、三つの村落(Krypus, Kapraina, Kyrakale agridion)

と、三ヶ所に点在するぶどう畑など都合十一口にのぼる不動産が数えられ、これらの経営には、パロイコイ、アントローポイなどの隸農が使役された。

メリセノス家の領主農民関係について知れる所はあまり多くないが、Veistine 村では零落した農民の土地売却が頻繁に行われており (Michael Martinos, Nicolas Bardas, Constantinos Katzidones, Johannes Katzidones) 隸農化の道を述べるものは少なくなかった。土地の売却は、ニコラスがプロノイブとして下賜された Dryanubena 村でも行われた。この住民 Michael Archontizes^{ミカエリ} Johannes Melachrinos の未亡人 Zoë は自己の stasis (耕地^{スタシス} 畑など) を各々一二、五ヒュムルピュラでメリセノスに売っている。この事實は、プロノイブ指定地の住民が直ちにプロノイブ保有者の隸屬農民になったのではないことを示しているが、半面、メリセノスの「好意」の強調(たとは、*kóptos kai aréthris týmou* として右の M. Archontizes の土地を保有しえたメリセノスが十二ヒュムルピュラで買上げた)から、当時の一般的な領主農民関係のきびしさを逆に類推することも可能であろう。これらは自由農民の隸屬化の例であるが、

既に誰かのパロイコイとなっていたもので、今度はメリセノス家の支配下に入ったものもあった。Demetrias 主教からネア・ペトラ院になされた寄進に含まれる「若干のワラキア人」(*voukadiatias kai tou ex autyn ppositrypsou twou Bkryou*) がそれであり、かれらは主教 Michael Panaretos の個人的奉仕に当り、かれの死後メリセノス建立修道院に従属した。ここには、明らかにパロイコイの人格的隸屬の進行をよみとることができるであろう。

ニコラスは母マリアと名譽・富において優るとも劣らぬ女を妻に迎えた。それがミカエル八世のめい、Anna Comnenos Paleologos であった。かの女は自らの資産を中核にして、同じくデメトリアス地方の Dryanubaena 山に Hagia John Prothome 尼僧院 (Nea Petra 院とも呼ばれた) を建て、夫ニコラスからは、上下 Dryanubaena の地および三つの小修道院 (Portara, Hagia Nicolaos, Hesycharstareion) を与えられた。そして同院は、のちに男子修道院に変わるまづに、テサロニケの Latomas 修道院の保有に入ったと伝えられている。要するにメリセノス家はデスポテスの外戚として、コンスタンティノス、ニコラス二代にわたってヴ

オロス湾周辺に大きな勢力を確立し、同地の実質的支配者になっていたのである。実際、かれらはエピロスの隆盛に少なからぬ働きをしているし、ビザンツ皇帝と全く同様の双頭の鷲をあしらった紋章をもって家紋としていた。^{①⑦}

一方、メリセノス家とならんで十三世紀テサリアを代表した有名貴族 Petralipas 家は、もともとイタリア・ノルマン系の家柄で、祖 Peter of Alifa は Robert Guiscard のエピロス攻撃に加わったこともあったが、のちビザンツ皇帝に仕える身となり、以後トラキア地方に大きな富を獲得し、同家の一分家はテサリア、セルヴィア附近に定着した。^{①⑧} ラテン帝国建設の時点で、ペトラリファス家は、ニケア皇帝につくもの (John Petralipas) とつかないものに分れたが、ヨハネスの妹マリアは、上述の如く、エピロスのテオドロス・アングロスの妻となり、またヨハネスの娘のひとり Theodora は同じくエピロスの君主、シカヘル二世アングロスに嫁いだ。現在われわれがおかれている史料状態では、同家の財産状態について語ることはできないが、この外戚関係からしてその富はきわめて大きいものだったに違いない。

エピロス政権は、メリセノス、ペトラリファス家といった有力貴族と提携することによってはじめて安定した勢力をもちえた。いってみれば、それは貴族の寡頭支配であった。地方でも同様の事態があった。エピロス国は全土が規模の小さいテマに区分されており、大抵のテマはその区域内に一つ及至二つの都市を有するにすぎなかった。この都市が、自立的傾向のつよいアルコンに支配されたのであるから、デスポテスの権力には一定の限界があったといわねばならない。Durazzo, Berhioia, Arta 市などにおけるアルコンによる市政掌握、テサロニケの元老院組織 (古代の元老院とは全く質的に異なる) はこの傾向を示している。テサリアでの封建化、decentralization はデスポテス治下に発展こそすれ、後退することはなかったのである。

① Cf. A. Bon, *Le Peloponnèse byzantin jusqu'en 1204* (Paris, 1951), pp. 99, 125-6.

② Л. П. Журавлин, *Болгария и Византия в XI—XII вв.* (Москва, 1960), стр. 200.

③ Nicetas Choniates, *Historiae* (Bonnae, 1835), pp. 708-9 (übersetzt von F. Gräbler, *Die Kreuzfahrer erobern Konstantinopel*, Byzantinische Geschichtsschreiber, IX).

④ *Ibid.*, pp. 800-807.

⑤ *Ibid.*, p. 841.

- ⑥ G. de Villehardouin, Histoire de la conquête de Constantinople, §. 325: (Un grec lui dit) si tu voulais t'associer à moi, je t'assurerais une parfaite fidélité, et nous conquerrions beaucoup de cette terre.
- ⑦ The Chronicle of Morea (H. E. Lurier, Crusaders as Conquerors, NY & London, 1964), pp. 116-7.
- ⑧ Ibid., p. 115: τὸς ἀρχιερεὺς ἐπαγγέλει τοὺς ποταμῶς 'Ρωμῆαυς.
- ⑨ Ibid., pp. 129-130.
- ⑩ Anna Comnène, Alexiade (éd. B. Leib, Paris, 1945), XII, I, XII, 13.
- ⑪ Cf. J. Ferluga, La Higesse dans l'empire byzantin, Zbornik Radova, VII (1961), pp. 100-3, 122-3.
- ⑫ Miklosich et Müller, Acta et diplomata graeca medii aevi [=MMJ], IV, pp. 345 sq.
- ⑬ Ibid. 立入るを禁止せしむる官使のことは次の如く記せられてゐる。τὸς κερταῖω, τὸς ἀρχιερεὺς, τὸς ἀρχιερεὺς, τὸς ἐκπροσωποῦσι ἀρχιεπισκοπεύοντες προσηγορῶν……(ibid., p. 348.)
- ⑭ Ibid., pp. 342-44.
- ⑮ Ibid., pp. 330-32. 同院の St. Demetrios 修道院を寄進した caesar Comnenos Strategopulos マサリアの有力者の一人とみなされてゐる。(cf. Ibid., p. 330.)
- ⑯ Ibid., pp. 336-39.
- ⑰ И. Соколов, Крупные и мелкие владения в феодалии в эпоху Палеологов, Византийский Временик. XXIV (1923-26), стр. 36. メリセノス家は十六世紀になつても依然として大きな権勢を有してあり、キネン、ムシフ府主教をもつこめた Makarios Melissenos

は、一五七一年、弟 Theodoros とともに、対トルコ戦のため、五〇〇〇人の歩兵と三〇〇〇人の騎兵を用意した。F. Dölger, Ein literarischer u. diplomatischer Fälscher des 16 Jhdts: Metropolit Makarios von Monembasia, Otto Glanning zum 60. Geburtstag, Festgabe aus Wissenschaft u. Bibliothek, Lpz. 1936 (=Dölger, Byz. Diplomatik, Etal, 1956, S. 379).

⑱ D. Nicol, The Despotate of Epirus, pp. 215-16. (Appendix I, The Petraliphas family).

⑲ テレヒロクニダグニル Durazzo のブルコンに任せられたのは、Alexios Pediadites であり、ブルコンの府主教をもつたブルコンの貴族家柄に属した。Berrhoia のブルコンの一人は、Georges Pediadites である。D. Nicol, ibid., p. 68.

⑳ D. Angelov, Къ семейству о Пранителнихъ фелд., p. 63.

III

デスポテス、ミカエル二世アングロスの抱いたコンスタンティノーブル奪回の夢を、Pelagonia の平原で破ったミケア皇帝 Michael VIII Paleologos は、一二六一年、半世紀あまりにビザンツ帝国をボスフォロスの都に復興させた。これに対しエピロスでは、ミカエル二世、次いでかれの息子 Nicephoros (c. 1267-c. 1295) が、コンスタンティノーブルに対抗する姿勢をとりつづけ、テサリアではミカエル二世

の妾腹の子 Johannes Doukas(c. 1267-c. 1289) が「テサリアの *sebastokrator*」と称して、より徹底した反コンスタンティノーブル政策を展開した。ヨハネスは、ネオパトラスに都を定め、テサリア地方に定着していたワラキア人と外戚関係を作った。そして、ビザンツのミカエル八世に對抗するために娘 Helene を、アカイア公 Guy de la Roche に嫁がせ、嫁資としてラミア市、ラリッサ市を与えた。^① 従って、ミエカル八世パレオロゴスは、コンスタンティノーブルをギリシア人の首都として回復したのちも自己の権限をかつての帝国領すべてにおしひろげることはず、とくにテサリアに関しては、ごく形式的なつながりで満足せねばならなかった。

ところで、ネオパトラス公とアテナイ公との婚姻関係の成立は、テサリアにおける封建制の進展に新たな刺戟を与えたものだといつてよかつた。一三〇三年、ヨハネス・ドゥカスの後継者としてテサリアを治めていた *Constantinios* (1289—1303) が幼い *Johannes II* (1303—18) を残して没したとき、テサリアの貴族たちは、コンスタンティノスが死の床で、かれらに下した最後の命令を協議した。

自分の死後、アテナイ公 Guy de la Roche に任せよというのがその命令であつた。貴族の集会は結局、次のように決定した。もしドラロシュが、われらテサリアのアルコンをビザンツ皇帝やエピロス・デスポテス、さらにはブルガールのツァーから守ってくれるなら、そしてアルコンの特権を承認してくれるなら、かれをコンスタンティノスの後継者たるヨハネス二世の後見人と認めよう。かれらは、のちにドラロシュがテサリアに到着したとき、忠誠の誓いを行つたのである。これは西ヨーロッパに典型的な封建契約であり、単なる形式や口約束にとどまらなかつた。というのは、ドラロシュがアテナイから北上して、ファナリオンに進み、南下してきたビザンツの軍隊とことを構えたとき、かれの軍隊には、名前は分からないが、十八人のテサリアのバロンが十八部隊、六〇〇〇人の騎兵と三〇、〇〇〇の歩兵を率いて加わっていたからである。^② 当時のテサリアの「反ビザンツ」をここに如実に見ることができでるであろう。

一方、コンスタンティノーブルはこうした状態を收拾し、自己の権力を拡大するために、あらゆる策を講じた。たと

えば、一三〇八年、ドラロシュが死亡したとき、アンドロニコス三世パレオロゴスは、テサリアに残されたヨハネス三世に、自分の妾腹の子 Eirene を娶らせ友好的関係を樹立させたし、^④一三一八年、このヨハネス二世が没したとき、同帝は、これまでヨハネスに与えていた軍事援助を足がかりに、テサリアを「やもめの封土」(*zmpesou geoukon*)と呼び、ここに積極的な干渉を試みた。また三三三年には、当時テサリアの実質的支配者と目されていた Stephanos Gabrielopoulos の死亡を契機に、テサロニケ方面の軍司令官 Michael Monomachos をテサリアに送り込んだ。^⑤しかし、いづれの場合も持続性のある支配権をうち立てることはできなかった。一八年の場合は、折しもカタロニア傭兵が私腹を肥さんがため南からテサリアに攻めのぼり、Donoco, Pharsalos ラミア、ネオパトラス市を占領してしまっし、三三三年の場合には西からアルバニア人の侵入が告げられたからであった。かてて加えて、現地の封建領主層は自らの独立的地位を守るため独自に、外国勢力と提携したり、領主相互のヒエラルヒーを形成したりした。テサリアの半独立という点では、むしろこちらの方が重要であった。たとえば、上に述

べたことのある大貴族メリセノス家であるが、同家は、アテナイから Boudonitza にまで進出してきたカタロニア人の一貴族 Novelles 家と姻戚関係に入っているのである。^⑦また Gabrielopoulos 家は広汎な領域を支配し、そこに封建的ヒエラルヒーを樹立している。

ガブリエロプロロス家が、テサリア史の上でクローズアップされるのは、一三三三年に当主 Stephanos が没した時点で、史家の伝えるところによると、この時、エピロスの Johannes Doukas (Orsini) が東進してステファノスの一連の所有地を奪ったが、ビザンツ軍はミカエル・モノマコス指揮下に Lycostomon (現在の Pyrgetos) 附近に進出し、さらに次の諸市、すなわち Kastria, Stagi, Trikkala, Phanarion, Damasion, Elasson を支配下において、オルシニを駆逐したという。この記述は、はしなくも、ステファノス・ガブリエロプロロスの支配領域を示している。これはこれらの都市、周辺の農村から多額の税を收取した封建領主にまちがいない。かれに関するもう一つの言及は、一三三三年秋ころのアンドニコス三世の一文書にあり、故 Pegonites 某の所有地のうちのトリカラに近い沼地、森を、

耕地にかえた Michalakas は “authenteon Sebastokrator (?) Stephanos Gabrielopoulos” の指令でその地を保有していたと記されている。この場合、ミカラケスは皇帝から直接詔書を拝受できる身分、つまり自由人であるから、ステファノスは同地方の自由人をも実質的に支配していたと推論できるであろう。

ビザンツ勢力の浸透にもかかわらず、ガブリエロプロスは依然としてテサリアに確固たる地位を保っていた。ステファノスの息子と思われる Michael Gabrielopoulos は、一三四一年にはじまる Johannes V Paleologos ⅴ Johannes VI Cantacuzenos の対立にあたり、他のテサリアの封建貴族とともに後者の有力な支持者の一人であったが、かれは、テサリアの都市貴族と堅い封建契約を取り結んで、自己の支配を確かならしめた。モノマコスの支配力が弱まった一三四一年、「テサリアのあるじ」(αρχαίτην τῆς Θερρακίας) となつて再びファナリオン市を掌握したとき、ミカエルは、同市の大小、聖俗アルコン (ἁγίους τε καὶ ἱερούς, [κοσμίνοὺς καὶ κληρικούς])、クリュンブル挿領者 (δυσουβουλκτορ) イクスタクセイア享受者 (ἐκτουαττορ) が提起した要求に答えて大略つ

ぎの如き約束を与えた。

(イ) 現在ストラテース (兵士) なるもの、および将来ならんとするものは通常の軍事奉仕 (εργαστηρίων δουλείας) を行うのみで、^{カストロン}要塞づめ (φυλακῆς τειχεύματα) は免除される。

(ロ) ミカエルは、今後、このファナリオン地方にアルバナ人を決して移住させることはない。ただ、これまでに、クリュンブルやプロスタグマによって土地を与えられ、この地に住みついたアルバニア人についてはそのまま居住をみとめる。

(ハ) すべてファナリオンの人々は向こう三年間いかなる軍事奉仕も求められない。三年後は通常の奉仕をファナリオン要塞のなかでのみ行う。

(ニ) アルコンは、クリュンブルやプロスタグマなど皇帝文書によつて、Doriza その他の地にえた土地をひきつづき保有してよい。

(ホ) ファナリオン要塞は他のいかなるものの権力下に入られることなく、ここにフランク軍が導入されることもない。

(ハ) ファナリオンの人々は、通常の軍事奉仕、関税^{トリス}、結婚

税、穀物提供をのぞき、いかなる税、義務(宿馬提供、焼^ン提供、ぶどう酒、油の供出、放牧税、豚の十分之一税、他処の要塞の修復義務)も要求されぬ。

(ハ) 不忠と不服従の責あるものは、全アルコン出席の裁判で裁かれる。

つまり、ファナリオンの支配者層^{アセクション}は、城塞内の通常軍事奉仕(具体的内容は不明)、関税・結婚税の支払い、穀物提供の義務の履行とひきかえに、特権的地位(土地保有ならびに城内裁判権)の確認をえたのであって、ここに、ファナリオン・アルコンとミカエル・ガブリエロプロスの封建関係の成立をみとめることができる。この文書が、「誓約の書」(*Спомянутийъ рѣчь*)と呼ばれているのが象徴的である。

一三四八年、セルビアの Stefan Dušan によって征服されるテサリアは、かくて、西ヨーロッパ的な意味での封建制、権力の分散の傾向、封建契約と封建的身分の構成を知っていたといつてよい。そしておそらくドゥシャン支配下にあつても、テサリアの社会構造は大きな変化を蒙ることにはなかつたであろう。だがこの点について本稿はふれる余

裕をもたない。

① D. Nicol, *Meteora, The Rock Monasteries of Thessaly* (London, 1963), p. 50.

② A. V. Solovjev, *Феодалниче аристократи в XIV в.*, p. 161: Et la vindrent li haul et noble home de la Blaquie et lui firent la reverence que li Grec font à lour seignor. Et puis que li dux ot recen le serement de la noble gent de la Blaquie et de toute autre maniere de gent, si leur jura aussi li dux de eaux tenir et maintenir en leur franchises et raisons.

③ *Ibid.*, Et estoient desparti en 18 batailles; et les guyoient 18 barons, tout grant seignor, gentils homes grec de grant affaire, et bien trente mille de pie.

④ Nic. Gregoras, *Historiae*, I 249, 278-9 (Bonnae).

⑤ A. V. Solovjev, *op. cit.*, p. 162.

⑥ J. Cantacuzenos, *Historiae*, I, 260, 273 (Bonnae).

⑦ K. M. Setton, *Catalan Domination of Athens*, pp. 107-8.

⑧ Cantacuzenos, 473-4.

⑨ *Ibid.*

⑩ F. Dölger, *Regesten der Kaiserurkunden des Oströmischen Reiches* [= *Regesten*], Nr. 2798, 2800.

⑪ MM. V., pp. 260-261 = *Обзорник документов по социально-экономической истории Византии* (Москва, 1951), стр. 266-7.

⑫ *История* 卷 P. Charanis は自由小土地農民と見做しているが、わかれは K. Kyrris と同様、これを世襲の小アルコンと考へる。

cf. P. Charanis, *Social structure and economic organization*

of the Byz. Empire, BS, XIX (1951), p. 123; K. Kyrris, The social structure of the Archontes of Phanarion in Thessaly (1342), *Ελληνικά*, XVIII (1964). キリス論文は未見。 cf. Byz. Zeitschrift, LVIII (1965), S. 454.

四

以上、われわれはテサリアにおける政治情勢を時代を追って瞥見したが、次には、こうした反中央的志向を示しつつづけた西部属州に対してコンスタンティノープルがどのような態度をとったかをより詳しく検討することにしてしよう。

いうまでもなく、コンスタンティノープルの皇帝政府はテサリアを帝国の完全な一属州として支配したいと希っていた。上に述べた如く、アンドロニコス二世がこの地を「やもめの封土」と呼び武力干渉を試みたことや、アンドロニコス三世がミカエル・モノマコスを派遣して同地方の直接経略に当らせた事実はその端的なあらわれといつてよいであろう。しかし、それは失敗した。われわれの考えでは、この当時のビザンツの政治のあり方は、かつて世界帝国とうたわれた頃のそれと基本的に異っていたし、違つてい本当なのである。各地で頭らかになる decentralization

を前にして、超越的な中央権力によるモナルキアは多分に有効性を失い、多頭政治つまりポリアルキアが為政者によって現実の問題として認識されてきた。地方に臨む中央の姿勢もこの点から理解されるべきところが少なくないのである。一三七〇年代に、ヨハネス五世パレオロゴス帝は、皇帝による *aparages* 下賜に関連してこういつた。「しばらく前には、ローマ人(ビザンツのギリシア人は自らをこう称していた——引用者註)の王国を多頭政治化することはできなかったが、今では自分の好きなものに国を与えるという状況に立ちいたった」^①。それよりさき、歴史家 Nicephoras Gregoras は、アンドロニコス二世の妻 Irène de Montferrat にふれていつた。「前代未聞のことだ、彼女は皇帝の子供たちがローマの古い慣習にならってモナルキア的に国を治めるのではなく、ラテン人に似せて、帝国の町や都市を分割しようと欲しているのだ。そして自分の子がそれぞれ私有すべき特別の土地をもち、いろいろな財産が、私人の所有物に関する法律に従って、父から子へ、子からその子へ、さらにその後継者にと相続されることを希つていたので。この皇后はラテン人の身であり、彼女はローマ人

のあいだに自分がラテン人のあいだで得てきた新しい慣習を導入しようとしているのだ」と。彼女には、まさしく私法と公法の觀念の混同がみられるのであるが、この混同こそ西ヨーロッパ中世社会の一つの特徴であり、末期ビザンツの一つの兆候でもあった。西ヨーロッパの國家觀と対立したビザンツの伝統的國家觀（モナルキア）の衰えはもはやだれの目にも明らかであった。こうした見地から中央權力は、すでに十一、二世紀より行ってきた元老院議員や軍人に対する無条件の自由世襲地の授与や条件を付した国税収入プロノイアの下賜を一層拡大して、皇帝權力の安定化、貴族勢力の掌握を試みたが、この政策はテサリアにおいても適用された。しかし対テサリア政策としては、この他、實質上、アルコンに支配された都市に対して特権を下賜し、アルコンおよび都市の商人、手工業者の利益を護るとともに、屬州支配の重要拠点を確保しようとする試み、あるいは、官吏の任命に当って、これを單なる任命でなく特権下賜的なものにし、併せて皇帝に対する「忠誠の誓い」を行わしめんとする試みなどがあった。われわれは以下これらの具體的検討に進むことにしよう。

① D. A. Zakynthos, *Processus de feodalisation*, p. 511: καὶ τοῦτο τοῖς Βασιλεύου ἐν ἐμῇ, ὁ Πούλουραὶ τῆς αὐτῶν γῆρας οἷς ποίλουρα τὸν ἀπὸ τῶν οὐδῶνα.

② Nicephoras Gregoras, *Historia* (Bonnae Corpus), I, 233sq.

(イ) 「完全所有」

國家に対する特別の功勞を、讓渡・売却・遺贈の自由など、一切の權利をそなえる土地の下賜によって報いるといふのは、十一世紀末以後しばしば行われてきたことである。Leon Kephalas, Gregoras Paclianos など対ノルマン戦に働きのあったものは、アレクシオス一世コムネノスから繰返し特権下賜をうけた。こうして生れる土地所有は、ふつう、プロノイアに典型的に示される「条件的土地所有」と區別して、「完全所有」(ἐξ κτιστικῶν κτήσεων)と呼ばれているが、当面のテサリアではどのように行われていたであろうか。

今日の史料状態からこの点について知れることはきわめて少ない。たとえば、一二三九年に Leon Kotanitzes なるものが、敵との戦いにおける目立った働きによって、Prasines 附近に、ワラキア人から取りあげた土地の完全所有——讓渡・寄進・交換・処分の權利と官吏不入——

をえたという記録があるが、デルガーはこの文書に *Falschung* の判定を下している。^① また一三二一年ころ、イオニアの *prokathemenos sebastos Sgouros* が *Merdestana* 小修道院^{メルクスタナ}を世襲財産として与えられたり、一三二八年 *Theodoros Kalothetos* が *Tzangaroiannu* 村附近に九〇〇モディオイの地を、租税免除ならびに「好きなことをする権利」(*ἀδελφὴν τρεῖς τριάς ὅσων ἔβουληθείη*)—具体的には贈与、交換、遺贈の権利—を付して贈られたりしているが、^② 下賜の具体的事情について何も知ることはできない。しかし、ミカエル八世以下コンスタンティノープルの皇帝は国家分裂時にテサリアで生じた事態に変更を加えずに自己の支配を浸透させたいと希っていた、という事実がある。この希望は、しぜん、地方貴族の地位と特権の無条件的確認、新しい特権の下賜に赴くことであろう。実際、上記一三三四年のミカエル・ガブリエロプロス文書には *ἡμεῖς ἡμεῖς ἡμεῖς ἐκονομοῦμεν*、つまり皇帝から黄金印璽つき文書を拝領したものの、同文書によって財政イムニテートを賦与されたものがみえていた。また同じ頃のラリッサ府主教 *Antonios* の書簡には、トリカラ村に多数のクリュ

ンブラトイ (*ἀπὸ τῶν Ἰπτακίων ὀρθοδόξων καὶ χριστοβουλίων τολῶν*) がいたこと、かれらが他のブルホン (*Michael Makrogennous, Leontas Spingos, Andrea Zikhianes, Nicephoros Neolos* の他) とともに *Georgion Zabliantios* 修道院と *Bodesados* 院の間の土地係争の解決に当たっていたことが記されている。^③ おそらく、これらは、(一部プロノイア保有者があるかも知れぬが)「完全所有」として土地を下賜されたか所領安堵をされたものであろう。

この他、ふつうにはプロイア下賜と考えられているが、実はそうではなく、アパナージュの下賜であるというケースが少なからずあった。よく引用される文章で、歴史家 *Pachymeres* が、ミカエル八世は、コンスタンティノープルを奪回したあと、元老院 (*γεροντικὴ*) や軍人に対して盛んにプロノイアを下賜した——「かれは元老院のものにはみごとに名譽を与えプロノイアを増やした」——と述べているのがあるが、何らかの奉仕あるいは *noblesse* について与えられたと目されるこの「プロノイア」は、軍事封土的プロノイア *ὀρθοδόξων προνοιαῖ* とは区別されるべき *ἀπογορευτὰ κτήματα*、つまりアパナージュとみななければな

らないであろう。^⑥ オスマン・トルコの侵入によって、オリエント方面にもついていたプロノイアを失い、その代りをバルカン半島に得たというアンドロニコス二世の息子 Michael IX の場合は明らかにこれに属する。^⑦

要するに、皇帝権力は、こうした特権下賜を介して、皇帝クリュソブラタイ関係の形成、地方有力者の把握を試みたのであるが、中央の規制力がつよく及んだトラキア、マケドニアはともかく、テサリアに関しては、この試みは成果を収めないままに終わった。上述のミカエル・ガブリエロプロスなどの如き、右のヒエラルヒーを分断し、逆に、自己の権勢強化のためにクリュソブラタイを利用するものがあつたからである。中央集権を志向した政策が簡単に反対の方向に流れてしまったといつてよいであろう。ただ貴族へのアパナージュ下賜は、後述の軍事プロノイア授与とともに、当時の封建的社会状況のもとでは、もっとも現実に即したものと認めなければならぬ。

十三世紀よりアトス山修道院をはじめとする聖界貴族の地位と権力はますます強大になったが、テサリアでも事情は同じだった。しかも有力な世俗貴族が自己の財力をもと

に新に修道院を建立することが多くなった。皇帝は修道院の支持を確保すべく、しばしば所有地の確認、新特権の下賜を行うことを迫られた。ニコラス・メリセノス建立の Makrinitissa 院、トリカラの Panagia-Akatamachetos 院をはじめとして、この地方の有力修道院は、ファナリオンの Theotokos-Eleusa Lykousada 院、ニストラの Hodegetria tou Brantochion、プロイマの Johannes Prodromos tes Petras 院、トリカラの H. Georgios tôn Zablatiôn 院その他多数に及んでいる。このうちテオトコス・エレウサ修道院は、「テサリアの Sebastokrator」Johannes Doukas Comnenos の先妻の建立になるもので、一二八九年にクリュソブルを得た当時すでにその所領はファナリオンだけでなく、トリカラ、ドモコス、ハルミロスにも点在しており、一三三六年頃にはアルタ附近の一聖母修道院をも併せもつた。そして同院は、損害賠償義務 (Synlikia)、パンの調達、豚の十分之一税、不動産税 (Polōtikon)、賦役 (Trapa-Trapeza)、宿舎提供、小麦・ぶどう酒貯蔵義務その他国家への義務を免除されている。^⑧ これはちょうどアンドロニコス二世が、ヨハネス・カンタクゼヌスとともにテサリアに進

軍したときのことであった。同様にミストラのホデゲトリア院は protosynkellos Pachomios の寄進から成るものであるが、一三三〇年にはそれまでの所有地を確認され、さうに Choladomitikon 附近に六〇〇モディオイの土地を与えられた。^⑩ (この土地は修道院の所領の一部が兵士に、おそろくプロノイアとしてであろう、分ち与えられたため、sebastos Palatinates などものが補てんしたものだ)。そして賦役、要塞建設など各種の義務の免除を享けるほか、他のいかなる土地台帳にも記されていないヴァガボン (févor kai ékēdepor 字義は「客と自由人」) を自由に定着させる権利を獲得した。かつて国家が、聖俗領主の農民保有に加えていた数的制限はここに完全に廃されたのである。またトリカラの聖ゲオルギオス修道院は、一三三六年三月、同市周辺の土地ならびに市内の小修道院二つの所有を安堵され、総主教直属修道院たる資格を得たが、この特権の確認は、実は、アンドロニコス三世が、同院々長 Makarinos の活動——トリカラを皇帝の支配下に復帰させるのに働いた——に感謝して与えたものであった。^⑪ 封建領主の一つとして富と権力を有した修道院への恩寵が単なる好意以上の意味をもち、属州支

配の一つの鍵と観念されたことはここからも明らかであろう。

- ① Regesten, Nr. 2155. = Южнѣновъ, стр. 267.
- ② Regesten, Nr. 2454.
- ③ G. Ostrogorsky, Pour l'histoire de la féodalité byzantine [= Féodalité] (Bruxelles, 1954), pp. 136-7.
- ④ N. A. Bizj, *Σεβαστὸν καὶ βυζαντινάκ τὸ δὲ μὲναρ Μετρώπου, Βυζαντινὸν*, II (1910), pp. 63-4; И. Околов, Крупицы и Мелкие фрагменты в Фессалии, стр. 41.
- ⑤ Pechymeres, de Michaele et Andronico Paleologio, I, 97 (Bonnae).
- ⑥ H. Gylkatzj-Ahrweiler, La politique agraire des empereurs de Nicée, Byzantion, XXVIII (1958), pp. 59-61.
- ⑦ G. Ostrogorsky, op. cit., p. 100. ヴルカンの土地とはアンドロニコス二世の義弟 Demetrios (Michael) Kutrulis が保有していたが、かれとブルガール王 Theodore Svetoslav に共犯の疑いありとの理由で没収されたものであった。
- ⑧ Regesten, Nr. 2125, 2592, 2768.
- ⑨ Regesten, Nr. 2131.
- ⑩ Regesten, Nr. 2823.
- ⑪ Regesten, Nr. 2438.
- ⑫ Regesten, Nr. 2826.

(ロ) 条件的土地保有 (プロノイア)

譲渡、売却、贈与を許されず、国家に対して、原則として一定の奉仕義務を負った土地保有の形態——「条件的土地保有」を代表するプロノイアの意義についてわれわれは先

稿で検討を加えたが、そこで明らかになったことは、(1)この制度は国家による「一定額の国税収入」(Fiscality)の下の賜を本来の内容としているが、封建化の進展に伴ない、国税徴収権から土地の保有権さらには指定地の実質的支配権にと拡大する傾きのあったこと、(2)プロノイアは当初、軍事的色彩をもっていなかったが、十一世紀末にはじまるコムネノス朝時代に次第に軍事奉仕への反対給付という性格をそなえだし、ビザンツの封土と観念されるにいたったこと、であった。つまり、この制度は単なる皇帝の *Knadenakt* に発しながらも、漸次、国政的な意味、それを通じて国家権力(それ自体封建化されていた)が円滑な支配権を行使しうる一つの手段という意味をもつにいたったのであった。ニケア帝国においてこの傾向はさらに顕著になった。*Johannes Vatatzes* 帝は、有力貴族への世襲采邑(*メソバシ*)の下賜となら、べて小規模ながら軍事プロノイアの授与をさかんに行的、両者による封建貴族把握を重視した。^①小土地所有に立脚した盛期ビザンツの社会構造から離れて、このころには、もはや「大土地所有か小土地所有か」という二者択一を問題にすることが、現実的根拠を失っていたのである。^②

この動きをふまえたミカエル八世は、コンスタンティノール奪回に先立って、自分の支持者には将来、十分な報いをなすであろうと表明していたが、ラテン帝国打倒後、この言葉を実行に移した。元老院貴族に対するアペナージエ下賜を広汎に行うほか、かれは軍人に対して「毎日気前よくプロノイアをふやしていき、クリュンブルで、かれらに約束したものを満たしつづけた。その結果、終身のプロノイアとすべてのものに与えられた糧食は永久的となった」^④。つまり、かれはプロノイアの世襲化を進めたのである。

ミカエル帝がプロノイア制にどれほど大きな注意を払っていたかは、一二七二年の有名な勅令(*カリスモス*)によっても知ることができる。すなわち、かれはこの勅令で、共治帝である息子アンドロニコス二世の権利の幅と内容についてふれ、アンドロニコスは恩賞をうけるに足る兵士(*ストラチアータイス*)に対して、*okroujiaz* (「プロノイア」)を二四、乃至三六ヒュペルビュラ増加することができ、それ以上の増加には皇帝の同意を必要とする、そしてプロノイアの追加は主人なしになっているプロノイアから行ってはならず(プロノイアの細分を防ぐため)、国家

の別の土地から行うことにし、怠慢な兵士からはプロノイアを取上げ、それを忠実なものに与え直すこと、と命じているのである。

十四世紀に入ると、アンドロニコス二世とその孫三世のあいだの激しい政争、カタロニア人傭兵の跋扈、ブルガール、セルビアの侵入等によって、帝国の軍事力は大きく損われていったが、四十年代に登位した Johannes VI Cantacuzenos 帝は、三軍におけるプロノイアの役割と比重とを正しく認めていた。 *megas domestikos* 在位時代、かれはブルガール遠征を前にして準備のできぬ兵士のために、自分がアンドロニコス三世から貰っていたプロノイアを分ち与えた。そして、「元老院の人達やその他の貴族、兵士を一人一人呼び、各人が皇帝から与えられたプロノイアの大きさを尋ねた。また各人がかつてと同じ大きさを有しているのか減らしているのかをたずねた。各人が保有状態を述べたとき、若干でも減少しているものには差額を与え、必要とあらば余分に追加するよう命令した。一方、皇帝から与えられただけ保有しているものに対してもなお余分の収入を割りあてた。この分配は六〇日間つづいた」^⑥。カン

タクゼヌスは正規軍やプロノイア保有状態に対してかかる配慮をする一方、ブルガール遠征に、親戚や貴族、従者ら五〇〇人ばかりの *Gefolgschaft* を伴ったといわれる。^⑦ おそらくこれらの人々には別にプロノイアが下賜されたのであろう。

この時代、プロノイアとして与えられた土地の多くはマケドニア、トラキアにあった。テサロニケの周辺、Axios河流域に存在した広大な皇帝直轄地、国有地がその対象となった。テサリア史に重大な関わりをもったミカエル・モノマコスも、ステファアノス・ガブリエロプロスの死後行なったテサリア征服の功績によって Strymon 河畔に Chantax 村その他を、オイコノミア(プロノイア)として得、のちに、このカンタクス村を奉仕免除の世襲地 (*το κτήριον αὐτοῦ καὶ τὸν δουλεῖαν*) と認められた。^⑧ かれ以外に、この地にプロノイアを得たものも多い。それではテサリアはどうであろうか。

テサリアにプロノイアを保有したものは、史料不足もあって、あまり知られていない。以下、分っているものをひらってみると、先ず、一二七七年ごろ、Makrinitza 附近

の Tirnovo 村をプロノイアとして保有した protonobilissimos Marmaras^⑨。かれはその称号の示すように中級の貴族で、隣接の有名な、ニコラス・メリセノスの妻建立のネオ・ペトラ修道院に対して、修道院領 Braston 村の保有権を主張して争っている。次に、一三二四年六月、マンドロニコス二世が、ペロイアの Johannes Prodromos tes Petras 修道院に宛てて出したクリュンブルのなかに見える一人のプロノイア保有者。皇帝はこの文書によって、同修道院の独立性を保証するとともに、Kritizista という村にある年収五ヒュベルピュラの放牧地を完全な所有地と認めたとあるが、この放牧地は、故 Bogdamos 某のプロノイアから切り離され、そのご検地官によって修道院に分与されていたものであった。もともとプロノイア保有者ボグダモスに関しては、はじめのマルマラスと同様、詳しい記述はなく、負担したであろうと思われる軍事奉仕の内容を知るよしもない。この他、中級プロノイア保有者として、テサリアではないが、ペロポネソス南部 Danala 地方に、Theodoros Nomikopoulos (pannsebastos sebastos) なるものが知られている。かれは、一二八八年、一定の奉

仕 (*apeiloyevny douleian*) を条件にして、同地 Kramidion 村と、Gonia 河附近のぶどう畑二〇モディオイの保有を認められ、クラニディオ村は、完全な、他から邪魔だてされることなカプロノイア (*tos eipnisevou tou kod xupioy tos Kaeuðofon kai kateyeu eðro... deuvoyhifwos aivapaxatwos kai aßtaeioctwos...*) として息子たちに受け渡すことも許されている。^⑩つまりかれはプロノイア世襲と所領 (プロノイア) での「改良」の自由を得たのである。^⑪この場合にわれわれの関心をひくのは、プロノイア下賜の歴史的背景である。F・デルガーによれば、ノミコプロスは、アカイア公 Guillaume II Villehardouin 死後の封建的無秩序時代に、ペロポネソスに支配を広めたミストラのビザンツ長官を通じて、「皇帝の奉仕に戻ってきたもの」であり、新しいビザンツ支配の下で在来の特権的地位を保持すべく、皇帝からのレーンを待望したものであったという。^⑫とすれば、われわれはプロノイア下賜が属州把握のために打込まれた楔の役目を果たしたと考えてよいであろう。同様の事例は、十五世紀中葉の Gemistos Plethon のプロノイアにもみられる。かれは、一定の奉仕 (*enoucheuou apeilaw*) を代償にファナリオン要塞 (c)

κατὸν καὶ τὴν γῆραυ Θανακῶν) と、ラコニア地方 Kastriion 近郊 Brysis 村とを保有・支配することを許されたが、^⑧その当時、完全なビザンツ領であった後者は問題外として、前者フナリオンは一四二七年、モレフ・テスボテス Theodoros Paleologos が銀印文書を出した時点で、一時的に帝國支配に復したものである。

以上の如き珍しい史料状態からテサリアでのプロノイアに關し何らかの結論を下すことはさしひかえるが穩当である。ただマケドニア地方でのそれに比し、プロノイアの規模が小さく、下賜の動機が新たな帝國への復帰にあることが指摘できるように思われる。脱地方化の進展に慎重に臨んだ皇帝の配慮の結果がこれであろう。

- ① В. Г. Горinov, Пoлнoвнeнaя фeoдaлнaя Мoсквa, 1962, cтp. 78. Theod. Scutariotae, éd. Heisenberg, p. 286.
- ② H. Glykatzis-Arweiler, La politique agraire, p. 62.
- ③ Cf. Regesten, Nr. 1857, 1860.
- ④ Pachymeres, I, 97, 18-22.
- ⑤ A. Heisenberg, Aus Geschichte u. Literature der Palaiologenzelt (Stiz. Bayer. Akad. Wist. Phil.-Hist. Kl., 1920, H. 10), S. 40-41.
- ⑥ Ioannis Cantacuzeni eximperatoris Historiarum (ed. L.

Schopen), II, 63. το ἕλκετον ἑκάστῳ πρὸς τὴν ἐκ βασιλέως κῆρυκα ἀπαρχήσασιν, καὶ αὐτὸς αὐτὸς πρὸς δὸν χορηγατο ἑκάστῳ, κῆρυκα πρὸς τὸ κοινὴν λαοτρελεῖν ἀποδείξας συνεταρροποιῆς τε.

- ⑦ G. Ostrogorsky, Feodalité, p. 178.
- ⑧ Ibid., pp. 112-22; Regesten, Nr. 2791.
- ⑨ MM, IV, 419.
- ⑩ E. Stein, Untersuchungen zur spätbyzantinischen Verfassung- und Wirtschaftsgeschichte (Amsterdam, 1962, nouvelle impression), S. 31.
- ⑪ Regesten, Nr. 2512.
- ⑫ Regesten, Nr. 2128.
- ⑬ F. Dölger, Ein Chrysobull des Kaisers Andronikos II. für Theodoros Nomikopoulos aus dem Jahre 1288, *Orientalia Christiana Periodica*, XXI (1955). [= Dölger, *Παραπρωπ* (Ettal, 1961), S. 192.]
- ⑭ *κατὰ λόγῳ γυναικέρων* の解釈は G. Ostrogorsky, Feodalité, p. 134 に従ふ。
- ⑮ F. Dölger, *ibid.*, S. 191-2.
- ⑯ G. Ostrogorsky, Feodalité, pp. 180-186; *id.*, *К истории намынения в Византии*, ВВ, XIII (1958), cтp. 93-5.

(ハ) 都市および地方官吏

封建化進展のなかでビザンツ都市の性格にも少なからぬ変化が生じた。中央政府の完全なコントロールの下にあって国庫に大きな収入を約束していた属州都市は、ヴェネチ

ア、ジェノアなどイタリア商業共和国の進出によって大打撃をうけ、これまで以上に農村都市の様相を深めていった。市政は、大所領における農民支配を実現した領主の手に掌握されることが多くなった。アトス山修道院などはテサロニケやセラ市に、独自の工房^{エルガテラヤン}、製パン所をもち、都市の経済にかなりの関わりをもった。^① コンスタンティノープル政府にとって、このような都市の掌握は属州統治上、絶対の条件であった。とくにテサリアやペロポネソスの如き、政治的支配者交替の繰返されたところは、この「点」の支配は不可欠であった。都市に対するイムニテート下賜はこの意味から理解されねばならない。

このイムニテート下賜の慣行は、末期ビザンツ、それも十三世紀中葉以後に特徴的な現象だといつてよいであろう。それ以前には、ミカエル・コニアテス（府主教）のアーナイの免税特権享受（十二世紀末）ならびに、ラテン征服の過程での、開城を条件にした幾つかのギリシア都市の自治権獲得が知られるにすぎない。^②ところが、ニケア帝国の勢力が増大すると、特に宿敵エピロスと支配権をめぐる争いの起っている地点で、都市そのものに対し特権

下賜のクリュソプールの交付することがさかんとなった。ニケアの Johannes II Doukas Vatatzes は、一二四六年、デスポテス Demetrios に反対する一部住民の要請をいれて、テサロニケ市に、その旧来の権利と慣習を認めるほか特別の自由を与え、^③ 五三年ころには、アルバニアの Kroia 市に対して、市の内と外での、邪魔されることなき土地の保有をみとめた。^④ ちょうどクロイアがニケア帝国の勢力下に入らんとした時のことであった。つぎのミカエル八世も、フランク人支配からの離脱を目前にした Monembasias 市に対し、コンスタンチノープル、Selymbria, Herakleia, Rhaidestos, Kallipolis その他のマケドニア諸都市での商取引には二%の取引税^{ポルキオツ}を課せるが他処では一般にこれを免除するとの特許状を出し（一二六一年）、^⑤ 右のクロイアには、改めて、テマ長官、カテパノス、その他の役人の干渉排除と、Durazzo における商品取引への課税免除をみとめた（一二六一、八四年）。^⑥ またアンドロニコス二世は、モネンバシア特権の再確認（一二一六）のほか、新たに、イオアニア市と北テサリアの Berhoia 市^⑦ に対し特権の下賜を行なった（一二一九、一二二四年）。

いづれも何らかの政治情勢の変化に触発されたものである。

十三、四世紀を通じてコンスタンティノープルとエビロスの係争的であり、一三一八年ようやくビザンツ帝国に復帰したイオアニア市に対するアンドロニコス二世のクリュンブルは、すでに P. Frances や渡辺金一氏によって紹介されているが、その重要性のために、敢えてもう一度検討することになると、その内容はおおよそ次のようである。

(イ)イオアニア市は、帝国に戻った他の都市とともに、フランク人その他いかなるものにも売り渡されることはない。
 (ロ)イオアニア市長 (*nespalai, nepalkatresbours*) は、治安破壊者を除けば、いかなる住民の追放、移動を行なう権利もなく、慈悲ぶかく正義をもって職務を遂行せねばならぬ。この市長とならんで、住民中から選ばれた有力者 (*anbouor katar*) が司法権を行使する。

(ハ)市民は食糧提供はじめ一切の税を免除される。あらゆる商取引は課税をうけることなく行なわれ (*anoumispneur telous tes donoiouas ad'ois' Tidasas Toroiujevor' Tperjureselas anouitros*

Tebun kai cheurod'itras……)、土地所有者による生産物の売却は自由。

(ニ)市民は、要塞を維持する以外に賦役を課せられず、城壁の外での軍事奉仕義務もない。この義務に服するのは、有給で移動部隊 *anlatia* に編入された軍人で、かれらは市民から宿営提供を要求することはできぬ。

(ホ)イオアニア市は一連の村落、ぶどう畑、放牧地、魚釣場を保有するが、これらは課税されず、また売買に当っては、決して地方貴族や兵士に売られることはない (*obseu Epaou xelau ralely rva atò rot'rap [= of kaertipol' Iouyrot'orai] rpos d'ayouza rot'itov' n' epart'arup*)、売られるのは同じ市民に對してだけである。

重要と思われる点は右の如くであるが、これらの規定をめぐり学界では、この特権獲得の主導者がイオアニアの封建貴族か市民全体か、特権は両者にいかに有利に働いたか等々が論議されている。その際、とくに(ホ)の規定は、都市の市民層(カストレーノイ)とグルンドヘル、兵士とを峻別し、市民層の権利を擁護しているのであるから、特権下賜の政治的意図やイオアニア市の住民構成を問題にする上で

重要なポイントとなっている。しかし、われわれは本稿でこれについて詳しく述べる必要はないであろう。今はただこの特権下賜の歴史的背景と、特権下賜によって生じた事態が都市の自治とは大きくかけ離れたものだったとの事実を知ればよいのである。クロイア、モネンバシア、イオアニア市への措置は専ら、経済的財政的性格のものであり、行政上の自治を生起せしめるものではなかった。ことにイオアニアでは、*keparaki* が中央から任命され、地元有力者と共同統治を行なっていた。商取引税を主に幾多の税を一時的に免除されただけのビザンツ市民から都市の自治を論ずることは早計であろう。^⑨だが、ゴリヤノフの如く、「十三—五世紀の中央権力は、その弱体化にも拘らず、自治都市の再生の試みには必死に抵抗した。都市の自治を奪ったかつてのレオン六世の新法の線はそのまま守られた」とするものも一面的である。皇帝権力は特別の賜与ないしは古い特権の確認という形で都市を掌握し、結果において都市の自治化に一步前進を許したことは明白である。皇帝は封建貴族および市民層の利益をもとに配慮し、一方的に一を他に從わせようとはしなかった。かれはむしろ、外国商人に対

して特権を下すときに用いる形式、「……国は朕ならびに朕の後継者に対し約束を守り誓いを破らぬこと」を、テサリアやペロポネソスなど中央から離れた都市に対して適用せんとしたのである。貴族による都市支配、市民勢力の残存という状況下に行われた都市への特権下賜の意義はひとえにこの点に存していた。

ところで、中央との連絡が円滑さを欠いたこの地域への官吏の任命はいかにして行われたのであろうか。われわれはこの間の事情を知る一つの手がかりをもっている。それは、一三四二年、ヨハネス六世カンタクゼノスが、ワラキア(テサリア)の長官に、有名なミカエル・モノマコスに代えて、自分の甥 Johannes Angelos を任命した時のことで、カンタクゼノス帝自ら伝えるところによると、かれは先ず、テサリアの軍と有力者 (*ἡ τε στρατιὰ καὶ τῶν τοκοῦν ὀφειλοῦν*) に対し、二人の長官候補、すなわち右のアンゲロスと Manuel (Dioketes) とをあげ、選択を委せた。テサリアの貴族らは、これをうけて、かつてアテナイ公 *Demetrius La Roche* を迎え入れた時と同じく会議をひらき、アンゲロスのうけいれを返答した。そしてカンタクゼヌスはヨハ

ネスを正式に任命し、その際、細部にわたる規定を含むクリュンブルを出したのである。この場合、クリュンブルが用いられたことは注目に値する。何故なら、ふつう属州長官の任命には *kodikelloi* もしくは *prostagma* と呼ばれる書状が用いられ、特権下賜専用ともいうべきクリュンブルは使われなかったからである。ビザンツ官房の文書発行はきわめて厳格で原則を崩すことは殆んどない。それが敢えてクリュンブルを用いたのは、単なるカンタクゼヌスとアンゲロスの親族関係からではなく、*officium* が実質的にアペナージュの様相を呈していたからであろう。

一旦、任命をうけたヨハネス・アンゲロスがテサリアの治安、監督、進歩改良に全権をふるったが、右の皇帝文書は以下の如き規制をかれに加えていた。(i) アンゲロスは現皇帝ならびに後継者に仕え、皇帝の「友の友、敵の敵たる」こと、(ii) テサリアの主教、修道院は首都の総主教の管轄下に入ること、(iii) エピロスに、皇帝の女婿 Nikephoros が立ったときは国境線を従来どおりに定め、友好関係をもつこと、(iv) アンゲロスはカタローニアの手にあった *Pharsalos*, *Domoto* を奪回したが、これら新たに帝国に戻った要塞の

長官は自由に任命してよい (*ἐξ ἑώραυ ἀὶν τάρειν εἰς νεγοαὶθη ῥοοφύλιου, ὁ αὐ θελήσει*)、(ii) テサリアのアルコンにして皇帝に仕えたいというものは (*ἐὰν θέλωι τὸν αὐ τὴν Βασιλῆα ἀγοῦρω τὴν αὐτεὶν ὁποιῶναι τὴν τῆς βασιλείας μὴ ἐπὶ σφάτῃ τε καὶ εἰς τὸ αὐτῶν αὐτῶν*……) ¹、少しも拒む必要はない等々。要するに、カンタクゼヌス帝とアンゲロスとは官吏としての一般普通の義務というよりはむしろ封建家臣的な有限義務を介して結ばれていたものであり、(i) の「友の友、敵の敵」は、かつてアレクシウス一世とボヘモンのあいだで交された *homage liege* にそっくり認められるものであった。ただ、アンゲロスがどれほどテサリアに私的な利害関係を有していたかは史料上はかりがたい。かれの軍事力に関してわれわれが知っているのは、西部方面での皇帝親征にギリシア人およびアルバニア人部隊すべてを率いて加わること (*βολεύει μὲν ἐαυτὸν τε καὶ τῶν αὐτῶν ποσάδων, πολυίων τε καὶ ἀβαρριῶν*) ²、*καὶ τὴν Christupolis* (Kavalla) ³ 以東の親征には集められるだけの軍を送ること ⁴ の二点だけで、アンゲロスの私兵の有無は明白にできない。が、ともかく、アンゲロスは一三四八年に黒死病で没するまで、

単なる属州の行政官にとどまらず、テサリアを実質的にアパナージュとして享受し支配したことは間違いないであらう。

このアングロスの任官にあたり忠誠の誓いが重要な意味をもったとは当然予測できることがらであるが、末期ビザンツの誓いに関し注意しておきたい史料もひとつ挙げておこう。それは、一三二一年、Moschopoulos なるものが作ったという短いパンフレット^⑥で、それによれば、忠誠の誓いには相異なる二つの種類、すなわち臣民が帝国の citizen たる資格において皇帝に行なうものと、より私的な人間関係からなされるものがあつた。前者は *ὄρκος πολιτικός* とよばれ、反国家的なこと、たとえば国家を代表する皇帝を誹謗したり、反逆を謀り国家の機密を洩らしたりすることを禁ずるなど政治的な色彩をもつ。が後者はモスコプロスによると、あたかもぶどう畑の所有者とそこに働く労働者のあいだに生れる関係と同様、共通の友と共通の敵とをもち、かれら同志 *Γεω·Ανδ·Τεϊκ* (*ὄρκος κατ' ἑαῖρα*) の原則に従つたもの、つまり *serment royal (ὄρκος βασιλικός)* であつた。この二つの異なる誓いの存在は、おそらくパンフ

レット作者にとつてまさに悲しむべき帝国の末路の象徴と映じたことであらう。反対給付の要らない「政治的な誓い」こそが社会の眞の紐帯だ、非人格的な国家とその具現者、皇帝は一体であり、具現者への忠義と服従こそギリシア人の使命だとモスコプロスはいいたかつたのではないか。P・ルメルルがビザンツ帝国の社会は、*une société à proprement parler hiérarchisée* ではなく *politica* つまり *politia* の社会であるといふのはこの点からよく理解できる。しかし、このような教条的なポリテイア理念が現実の封建化の流れに押流され有効性を失ってしまったのが末期ビザンツであり、そこでは理念を實際に即応させようとする試みが表面化しているのである。モナルキア原理と並ぶポリアルキアの原理、それを生かす忠誠の誓いは時人に大きな社会変化の迫つてゐることを告げていた。

以上、われわれはラテン征服以降のテサリアにおいて、征服以前からの素地のうえに西欧の意味での封建的關係が生れたこと、そしてこの西部境界を把持するためにコンスタンティノーブル政府が、アパナージュ下賜や、帝国に復

帰した都市、村落においてプロノイア、「自治権」の授与を行ない、官吏任命に当っては忠誠の誓いを媒介にした封建的ともみえる関係を設定するのにつとめたことを明らかにしたが、これを「ビザンツ封建制」と呼ばんとする時、西ヨーロッパとは違った点、換言すれば、「ビザンツ封建制」の限界のあることはいうまでもない。聖俗領主に認められたイムニテートが、現実はともかく、経済、財政の分野に限られるべしと意識されていたことはその最も大きい差異であろう。さらに、兵農の分離が徹底性を欠いたこともあつた。この点に関し、ゲミストス・ブレトンは、Manuel Palaiologos に送った書状のなかで、「現在プロボンネンスの住民の多くは、一方で農耕にたずさわり、自己の生活の必要と公税支払にそなえ、他方軍事奉仕を行なっている……試みられるべき改革は、(軍事奉仕を免除され税を負担する)へロットを歩兵に対し一人、騎兵に二人当てることであり、かくして各々の兵士はへロットからの生産をもつて十分な武装をして軍事奉仕に従うことができる」と述べている^⑧。果してこの記述がどれほど実際をついでいるかは分らないし、十世紀の重装騎兵創出以後、兵農の分離は、く

らか進んだとも考えられるが、それでも、ビザンツに農兵的なものが存続していたことは否定できない。「ビザンツ封建制」を過小視するのはもとより正しくないが、過大評価するのをもまた、歴史事実から離れることになるであろう。その意味からも、西ヨーロッパの影響が強かったテサリア地方はビザンツ世界のなかで実にユニークな存在として注目されねばならぬ。

① См. М. А. Поляковская, Города и владение провинциальных монастырей в поздней Византии, ВВ, XXIV (1964).

② П. Острогорский, К истории империализма, стр. 95; E. Frances, La féodalité et les villes byzantines, pp. 77-85.

③ Regesten, Nr. 1790.

④ Regesten, Nr. 1810.

⑤ Regesten, Nr. 1897, 2103. 渡辺金一「後期ビザンツ帝国の都市に於て」(『一橋論叢』四四卷六号)、八四—九二頁参照。

⑥ Regesten, Nr. 2130.

⑦ Regesten, Nr. 2511.

⑧ MM. V. 77-84 [= Regesten, Nr. 2412]. E. Frances, op. cit., pp. 91-2. 渡辺「八〇—四頁」。

⑨ H. A. Biblicou, Recherches sur les douanes à Byzance (Paris, 1963), pp. 46-47; B. T. Попанов, Византийский родор XIII—XIV вв., ВВ, XIII (1958), стр. 178-9.

⑩ Б. Т. Попанов, там же.

⑪ H. A. Biblicou, op. cit., p. 151-2. 彼女はこの形式を「特権下

題字' attribution conditionnelle ㄣㄣㄣㄣㄣㄣ¹³⁰

- ㉔ Cartac., II, 309 seq. (Bonn) [=PG, CLIII, col. 1000 sq.]; A. V. Solovjev, Феодали́ские эпо́хи, стр. 164-6.
- ㉕ Cf. D. Zakynthinos, Processus de féodalisation, pp. 506-7.
- ㉖㉗ Cartac., PG, CLIII, col. 1009-12.
- ㉘ N. G. Svoronos, Le serment de fidélité à l'empereur byzantin et sa signification constitutionnelle, REB, IX (1951), pp. 133-4; I. Ševčenko, Imprisonment of Manuel Moschopoulos,

in the year 1305 or 1306, Speculum, XXVIII(1952), pp. 134 f.

- ㉙ P. Lemerle, La notion de décadence à propos de l'Empire byzantin, "Classicisme et déclin culturelle dans l'Islam" (Paris, 1957), p. 268.
- ㉚ Palaiologia kai Peloponnesiaka (ed. Lampros), III, pp. 254-7=E. Barker, Social and political thought in Byzantium from Justinian I to the last Paleologus (Oxford, 1957), pp. 200-2.

(京大大学助手)

this is also the preparation for our consideration on the function of real estate pawn of sale in the next article, connecting with the coming examination of landholding by this explanation of the controlling action of the *Ritsuryô* 律令 state power to the private debt contracts.

Land System in the *Chou* 周 Dynasty

—especially through the newly discovered *Si-chou-Dhin-wên* 西周金文—

by

Shigeki Kaizuka

Aquiring knowledge from *Ên-szŭ-ts'ê-ming* 恩賜策命 of land and people in the *Si-chou* 西周 era in the inscriptions of bronzes discovered after the revolution in new China, we reconsider the accepted theory on the land system in *Si-chou* based on the classics and the inscription of bronze already known before 1949; in consequence, office of the central officials and feud of border and lords in *Si-chou* proved to be necessary for reassurance of the new king at the death of the old king: this bears a striking resemblance to the custom of *Verfahren* in the Frankish feudalism in the western Europe. The idea of land in ancient China was strongly affected by the seasonal sense of the ancient religion; the idea that the new order was revived by the new year or the new king may be the motive power in the formation of this custom.

The Feudal System in Thessaly at the End of the Byzantine Empire

by

Haruyasu Yoneda

The Latin conquest (1204), and the emergence of the little latin states in the Mediterranean world had the importance effects on the byzantine empire: it degraded the World Empire of Byzantium into a mere little state and accelerated the feudalization remarkable since

the 11th century. The western provinces, Thessaly and Peloponnesus, particularly, in close contact with the Westerners, developed the feudal relations in the strict sense of the word.

The purpose of this paper is to examine the reality of these relations and some aspects of the emperor's provincial policies.

The Economic Growth of England during the
Price Revolution (1550—1620's)

by

Minoru Kawakita

Today we can no longer accept the traditional theory of the Price Revolution that G. Wiebe and E. J. Hamilton formulated. The object of this essay is to indicate the pattern of English economic growth in the later 16th and early 17th centuries, through examining the traditional Wiebe-Hamilton theory.

I have already discussed in the other journal the pattern of the growth from middle of the 17th to the early 18th centuries. During these centuries, the scale of the whole economy of England was developing rather slowly, but as the population growth was also very weak, the indices of *per capita* showed considerable upward movements. Now, in the 16th and early 17th centuries, almost all the indices of the national economy we take are moving reversely: falling trend of real wages, the price construction favourable to agricultural sector, and above all the Price Revolution itself. These movements of indices can be accounted only by Population Pressure to the agricultural sector. Agricultural production per head in real term, therefore, seems not to have increased. On the other hand, English industries, of which of course the woollen and worsted industries were the most important, were caught by a long-lingering stagnation. Then, I want to put the conclusion: during these years, while the whole English economy was expanding, the national production per capita might be rather stationary. Such a pattern of growth can never produce any decisive Industrialization.